**社員研修教材**

**「障がいのあるお客様への対応から、人を大切にする接客を学ぶ」**

■本教材を使われる皆様へ

「身体」「知的」「発達」「精神」「聴覚」「視覚」障がいごとに、社員としての望ましい姿勢や対応を、具体的な事例から学べる社員研修教材です。

教材は、障がいのあるお客様への対応事例から学ぶ「学習シート」及び「解説資料」、事例ごとの問題点や障害者差別解消法についてさらに詳しく解説した「本事例の対応のポイント」から構成されています。

所要時間は、各学習30分程度です。

なお、本教材に関連して、以下の参考資料を作成しています。

研修実施の準備等、必要に応じてご活用ください。

・「社員研修教材　障がいのあるお客様への対応から、人を大切にする接客を学ぶ」を活用した学習の進め方

・「社員研修・啓発実施の参考資料」

・「講師・ファシリテーター向け研修プログラム」

**大阪府**

**学習シート「身体障がいのあるお客様への顧客対応の事例から考える」**

障がい者差別を解消するための「障害者差別解消法」は、事業者にもその取組みを求めています。

障がいのあるお客様との対応事例を通して、法律への理解や必要な取組みを考えましょう。

まず、次の事例をお読みください。

理容院で働いています。

ある日、車いすに乗ったお客様が来店され、カットとシャンプーを希望されました。カットとシャンプーには、専用のいすに移っていただくことが必要なので大丈夫かなあと思いました。

お客様は「カットやシャンプー用のいすには自分で移れるが、移った時に、自分では両足をいすの台の上にうまく置けないので、足の位置を整えてほしい。」とおっしゃいましたが、移っていただく時にケガでもされたら大変です。それに、私には障がいのある方を介助した経験もないので、お客様のご要望に対してどうしてよいのかわかりません。車いすの移動で他のお客様にも迷惑がかかるかもしれないし、店長や他のスタッフに相談してもだめだろうと思い、お客様の利用をお断りすることにしました。

お客様は、「カット等のいすへの移動は自分でできると言っているのに」と言って帰られました。

問１．障がいのあるお客様のお気持ちは？想像して下の空欄に書いてみましょう。

問２．事例の中で、不適切な対応だと思われる部分に下線を引きましょう。

次に、なぜそう思ったのか、文章ではなく単語などでも構いませんので空欄に書いてみましょう。

問３．「障害者差別解消法」に照らして、この事例を考えてみましょう。

　解説資料を読んでください。そして、次のことに取り組んでください。

①解説資料を参考にして、もう一度事例で不適切だと思われる対応の部分に下線を引いてください。

②①で下線を引く時に参考にした解説資料の箇所にも下線を引いてください。

問４.よりよい顧客サービスの創造をめざして！

　①問1・2・3（解説資料）をふまえ、この事例でできる（したい）具体的な対応を下の空欄に書いてみましょう。

②この学習シートに取り組んで感じたことや、本日の資料等から、障がいのあるお客様だけでなく、

自社の全てのお客様対応にこれから活かせると思うものを下の空欄に書いてみましょう。

**解説資料（身体障がいのあるお客様の事例）**

**１　障害者差別解消法について**

2016年4月から施行されている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）では、事業者は、障がいを理由として、正当な理由なく障がいのある人に不当な差別的取扱いをしてはならないと規定されています。また、障がいのある人から困っている状態を改善してほしいという意思が示された場合で、かつその実施に伴う負担が過重でないときは、困っている状態の原因を改善するために必要な工夫や調整（合理的配慮）を行うことが求められています。

障がいのある人が望んでいることは、「特別扱い」ではなく、障がいのない人が受けているサービスを同じように受けることです。法律は、事業者に対しその保障を求めています。



**「不当な差別的取扱い」は具体的に次のような内容が該当します。**

障がいを理由として、

①「サービスの利用を拒否する」（受付の対応拒否、入店拒否等）

②「サービスの利用を制限する」（サービス提供時間や場所の変更・限定等）

③「障がいのない人には付けない条件を付ける」（介助者の同伴を条件にする、本人を無視して、介助者や付添人にのみ説明する等）

**「合理的配慮」と考えられる例として次のような内容があります。**

①物理的環境の配慮（携帯スロープを置く等）

②意思疎通の配慮（筆談等での情報提供・利用手続きについての工夫等）

③ルール・慣行の柔軟な変更（代読や代筆、ネットのみの受付を電話でも可にする等）

**合理的配慮は、障がいの特性や配慮が求められる具体的場面・状況に応じて異なり、多様で個別性が高いので、どのような配慮を求めているかを相手に確認することが大切！**

①＜不当な差別的取扱い＞いすへ乗り移る時の安全面や介助経験がないこと、車いすの移動に

よる他のお客様への影響を理由に、サービスの提供を断った点。

②＜合理的配慮の不提供＞両足の位置をいすの台の上で整えてほしいとの合理的配慮の申し出に対して、対話をすることなく対応しなかった点。

まずは知る・理解する（「障がいとは」やお客様の気持ち、法律の趣旨など）

できる対応をお客様と一緒に考え、対話をし、見つけていく（検討もせず断らない）

もっと詳しく知りたい方は、

**本事例の対応のポイント（身体障がいのあるお客様の事例）**

**１．不当な差別的取扱いについて**

**＜事例における対応の問題点＞**

○いすへ乗り移る時の安全面や介助経験がないこと、車いすの移動による他のお客様への影響を理由に、サービスの提供を断った点。（サービスの利用を拒否した）

＜解説＞

　　　正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの利用を拒否した場合は、不当な差別的取扱いに

　　　当たる可能性があります。

　　　正当な理由については、障がいのある人、事業者、他のお客様の権利や利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）や、提供するサービスの事務・事業の目的・内容・機能の維持等の点から、総合的・客観的に判断しましょう。

**２．合理的配慮の不提供について**

**＜事例における対応の問題点＞**

○両足の位置をいすの台の上で整えてほしいとの合理的配慮の申し出に対して、対話をすることなく対応しなかった点。（「ルール・慣行の柔軟な変更」の不提供）

＜解説＞

　安全の確保や、合理的配慮の提供の申し出があった場合の介助については、障がいの特性や配慮

が求められる具体的場面・状況に応じて、障がいのある人と対応を話し合い、検討することが大

切です。

　　　また、他のお客様に理解を求めながら対応することも必要です。

合理的配慮の申し出があった場合の対応のポイント

①初期対応を丁寧にすること！

・障がいのある人から配慮の申し出があった際には、具体的にどのような配慮（対応）を求

められているのか、ご本人に確認しましょう。

同じ障がい種別でも、障がいの状態は一律ではなく、求められる配慮も一人ひとり違います。

②配慮の申し出に対してどのようなことができるのか、組織で検討すること！

・担当者だけで判断せず、申し出に対してどこまでできるのか、できない場合にどのような代

替案があるのかを組織で具体的に検討し、障がいのある人と話し合うことが大切です。

③対応することが難しい場合でも、丁寧にその理由を説明すること！

・配慮の申し出に対応できない場合は、理由を具体的に説明し、理解を得ることが求められ

ます。